

## 再生医療等に関する法令と クリニックにおける行政手続

### 【項目】

1. 事務所紹介 (P2)
2. 再生医療等に関する法令 (P3~4)
3. 再生医療等とは？ (P5~7)
4. 再生医療等に関する行政手続 (P8~15)
5. 再生医療等を実施する際の手続き (P16~19)
6. 作成・提出の流れ (P20~24)
7. 林医療福祉行政書士事務所が代行した場合 (P25)



# 林医療福祉行政書士事務所

## 【業務内容】

- ・再生医療等に関する行政手続き
- ・障害福祉サービスに関する行政手続き 等

## 【林 大輔】

林医療福祉行政書士事務所 所長  
株式会社サステナメディカル 代表取締役

## 【資格等】

理学修士、行政書士、防災士

## 【略歴】

- 2013年 林大輔行政書士事務所 開業
- 2018年 事務所移転、林医療福祉行政書士事務所に改称
- 2020年 株式会社サステナメディカル 設立

## 【岡本 真由子】

林医療福祉行政書士事務所 行政書士補助者  
株式会社サステナメディカル 専務取締役



## ○関連事務所

【株式会社サステナメディカル】



## 【業務内容】

- ・医療機器、AED、PRP作製キットの販売
- ・医療機関・福祉施設備品の販売
- ・医療機関・福祉施設の運営支援 等



# 再生医療等に関する法令

## 【再生医療関連三法】

### 再生医療推進法

(再生医療を国民が迅速かつ安全に受けられるようにするための施策の総合的な推進に関する法律)

再生医療を国民が迅速に受けられるようにするための施策の実施を、国、医師等及び研究者、事業者を求める法律。いわゆる「理念法」で、この法律による法的規制はない。

### 再生医療等安全性確保法 (再生医療等の安全性の確保等に関する法律)

再生医療等を提供しようとする者が講ずべき措置を明らかにするとともに、特定細胞加工物の製造の許可等の制度を定めることを目的とした法律。再生医療等を**治療法として規制**し、再生医療等を提供しようとする者に措置を求めている。

### 医薬品医療機器等法 (医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律)

医薬品、医療機器等に関する規制を定める法律で、「再生医療等製品」も規制の対象となっている。再生医療に用いる細胞加工物を**製品として規制**し、再生医療等製品の開発業者、製造業者、販売業者などに措置を求めている。

## 【再生医療等安全性確保法】

再生医療等の安全性を確保しつつ迅速な実用化を可能にすることを目的として、平成25年11月に施行。

(目的)

第一条 この法律は、再生医療等に用いられる再生医療等技術の安全性の確保及び生命倫理への配慮(以下「安全性の確保等」という。)に関する措置その他の再生医療等を提供しようとする者が講ずべき措置を明らかにするとともに、特定細胞加工物の製造の許可等の制度を定めること等により、再生医療等の迅速かつ安全な提供及び普及の促進を図り、もって医療の質及び保健衛生の向上に寄与することを目的とする。

# 再生医療等に関する法令

## 【再生医療安全確保法の用語の定義】

### ・再生医療等

再生医療等技術を用いて行われる医療のうち、薬機法上の治験を除いたもの

### ・再生医療等技術

以下の目的のために行われる、細胞加工物を用いた医療技術のうち、政令で定めるもの

- 一 人の身体の構造又は機能の再建、修復又は形成
- 二 人の疾病の治療又は予防

### ・細胞

細胞加工物の原材料となる人又は動物の細胞

### ・細胞加工物

人又は動物の細胞に培養その他の加工を施したもの

### ・特定細胞加工物

再生医療等に用いられる細胞加工物のうち再生医療等製品（薬機法の承認を得たもの）以外

### ・製造

人又は動物の細胞に培養その他の加工を施すこと

# 再生医療等とは？

【再生医療等の定義】 「再生するか」よりも「**細胞加工物**を用いるか」が重要

## 再生医療

一般的な用語であり、  
**明確な定義は存在しない。**  
細胞を用いない場合でも、構造機能の再生を目的としていれば再生医療に含まれると考えられている。

≠

## 再生医療等

「**再生医療等安全性確保法**」により明確な定義が定められている法律用語。  
**細胞加工物**を用いる治療であれば、構造機能の再生を目的としていなくても「再生医療等」に該当する。

- 要件① 以下のいずれかを目的とする
- ア 人の身体の構造又は機能の再建、修復又は形成
  - イ 人の疾病の治療又は予防

### 再生医療等 (再生医療等安全性確保法の対象)

除外技術  
(政令で列挙)

再生医療等製品のみを  
承認範囲内で用いる医療

要件② 細胞加工物を用いる

要件①、②の両方を満たす  
医療は**再生医療等**に該当  
→**再生医療等安全性確保法**の対象

# 細胞加工物とは？

**細胞加工物**＝「人又は動物の細胞に培養その他の加工を施したもの」

「加工」とは、細胞・組織の**人為的な増殖・分化、細胞の株化、細胞の活性化**等を目的とした

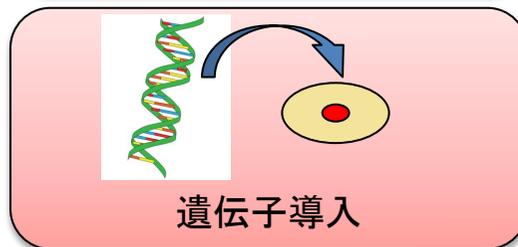
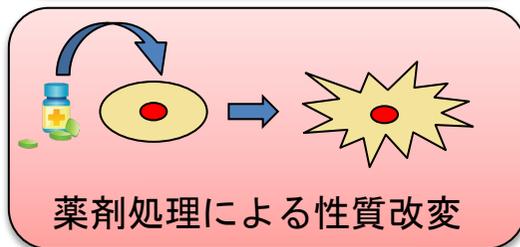
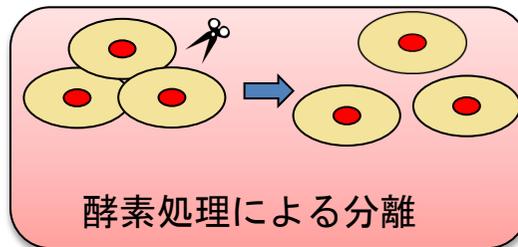
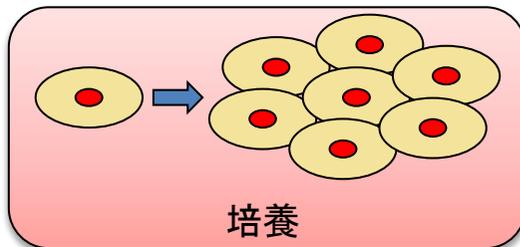
**薬剤処理、生物学的特性改変、非細胞成分との組み合わせ**又は**遺伝子工学的改変**等を施すことを

いうものとする。 **組織の分離、組織の細切、細胞の分離、特定細胞の単離**

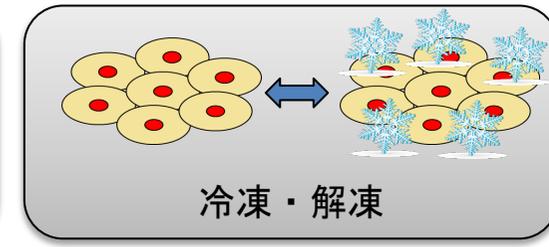
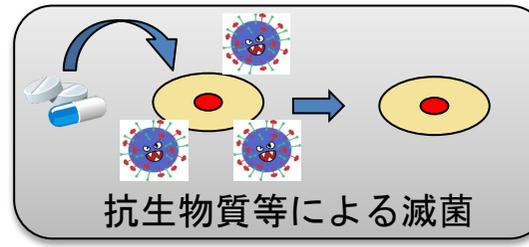
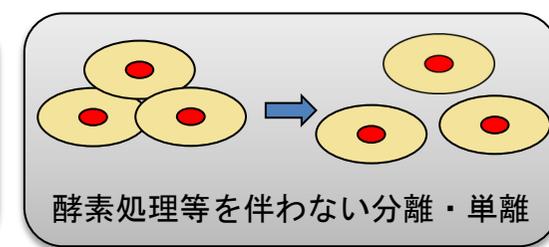
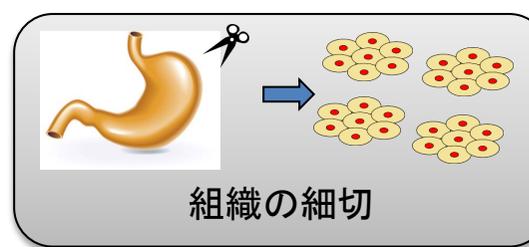
(薬剤等による生物学的・化学的な処理により単離するものを除く。)、**抗生物質による処理、洗浄、ガンマ線**等による**滅菌、冷凍、解凍**等は「加工」とみなさないものとする。

(ただし、**本来の細胞と異なる構造・機能を発揮することを目的として細胞を使用**するものについてはこの限りでない。)

## 【加工に該当する操作の例】



## 【加工に該当しない操作の例】



※**本来の細胞と異なる構造・機能を発揮**することを目的として細胞を使用する場合は「**細胞加工物**」に該当する。



# 再生医療等に関する行政手続き



③製造委託



④製造



①審査依頼



②意見



細胞培養加工施設

特定細胞加工物製造許可申請

再生医療等提供機関

再生医療等提供計画の提出

特定細胞加工物製造の届出  
(院内製造の場合)

認定再生医療等委員会

再生医療等委員会認定申請

## 【再生医療等提供計画の提出】

対象者	再生医療等を提供する医療機関の <b>管理者</b>
手続き	厚生労働大臣又は地方厚生局長への届出
根拠法令	再生医療等安全性確保法第4条

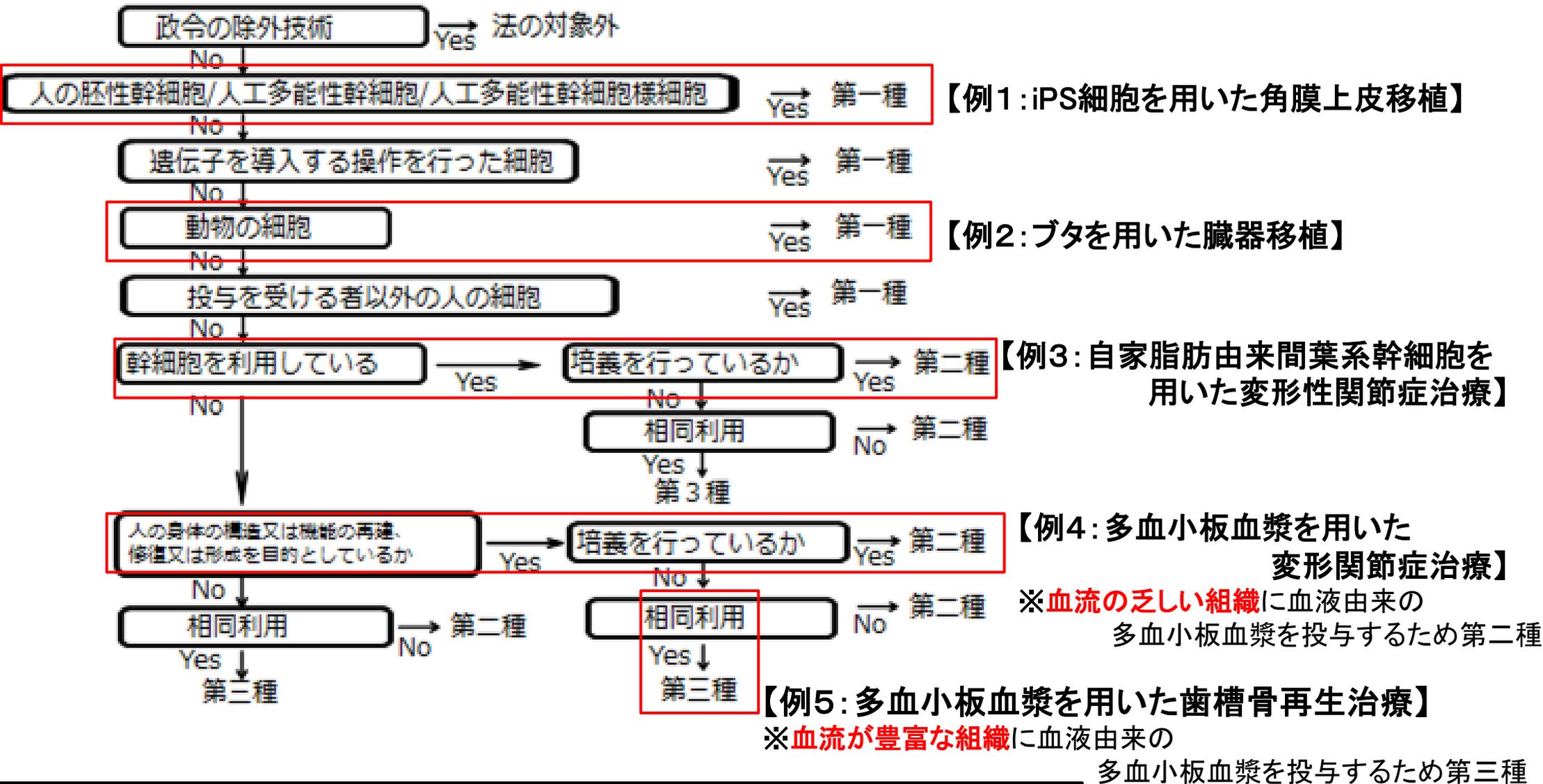
**第四条 再生医療等を提供しようとする病院又は診療所**（医療法第五条第一項に規定する医師又は歯科医師の住所を含む。第三号を除き、以下同じ。）の**管理者**（同項に規定する医師又は歯科医師を含む。以下この章及び次章において同じ。）は、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ第一種再生医療等、第二種再生医療等及び第三種再生医療等のそれぞれにつき厚生労働省令で定める再生医療等の区分ごとに、次に掲げる事項（第二号に掲げる再生医療等が第三種再生医療等である場合にあっては、第三号に掲げる事項を除く。）を記載した**再生医療等の提供に関する計画**（以下「再生医療等提供計画」という。）を**厚生労働大臣に提出**しなければならない。

（途中省略）

2 再生医療等を提供しようとする病院又は診療所の管理者は、前項の規定により再生医療等提供計画を提出しようとするとは、当該再生医療等提供計画が**再生医療等提供基準に適合しているかどうか**について、あらかじめ、当該再生医療等提供計画に記載される**認定再生医療等委員会の意見を聴かなければならない。**

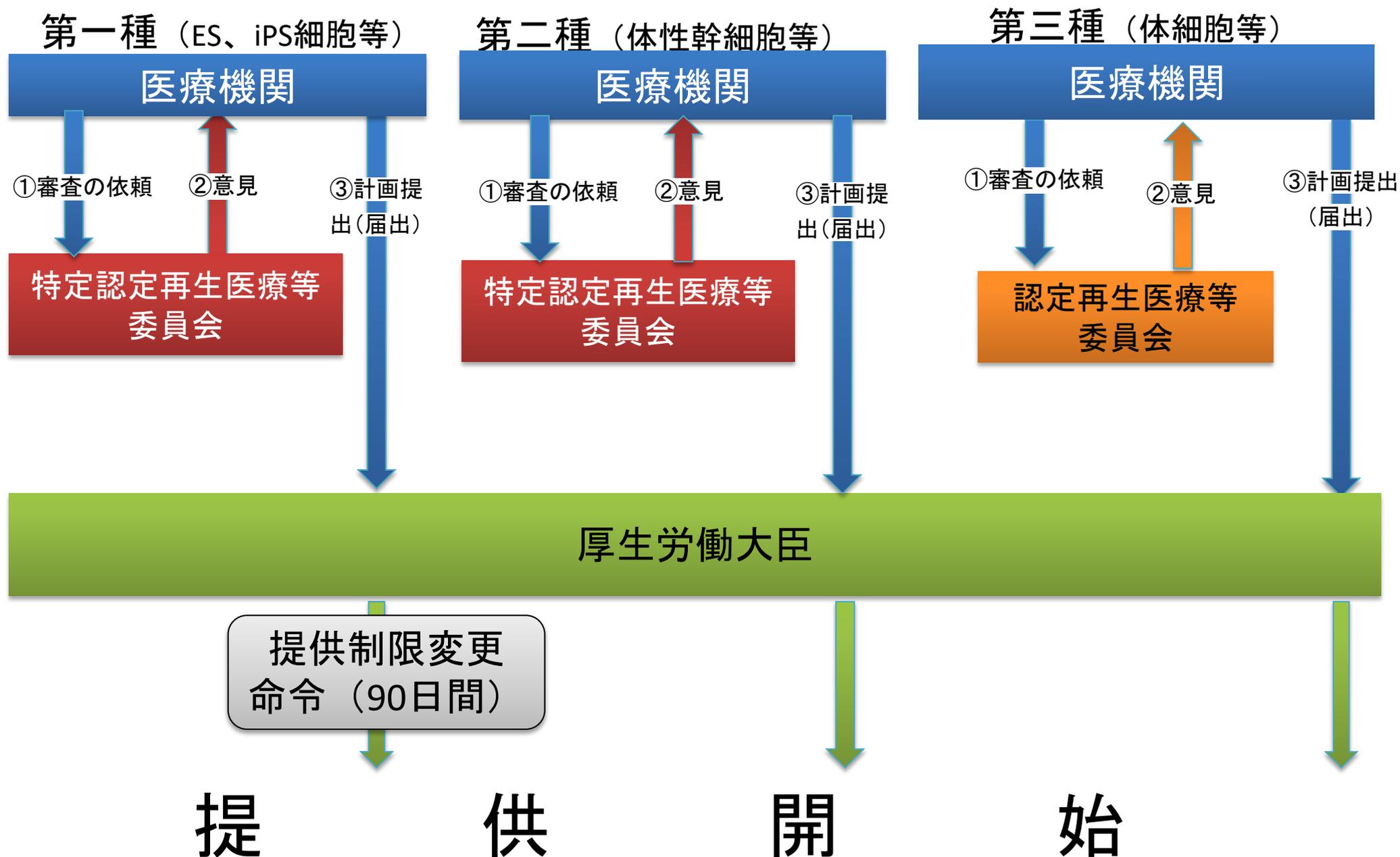
# 再生医療等に関する行政手続き

## 【再生医療等技術の分類】



相同利用：再生医療等の対象となる部位の細胞と同様の機能を持つ細胞の投与方法

# 再生医療等に関する行政手続き



# 再生医療等に関する行政手続き

## 【再生医療等提供基準】

再生医療等安全性確保法に基づき、省令により再生医療等提供基準が定められており、この基準に適合していない再生医療等を提供することはできない。再生医療等提供基準では以下の事項について規定されている。

- ・再生医療等を提供する医療機関が有すべき人員及び構造設備、その他施設に関する事項
- ・再生医療等に用いる細胞の入手の方法、  
特定細胞加工物の製造及び品質管理の方法に関する事項
- ・その他、再生医療等技術の安全性の確保等に関する措置に関する事項
- ・細胞提供者、患者に対する健康被害の補償の方法に関する事項
- ・その他再生医療等の提供に関し必要な事項

# 再生医療等に関する行政手続き

## 【特定細胞加工物の製造許可・届出】

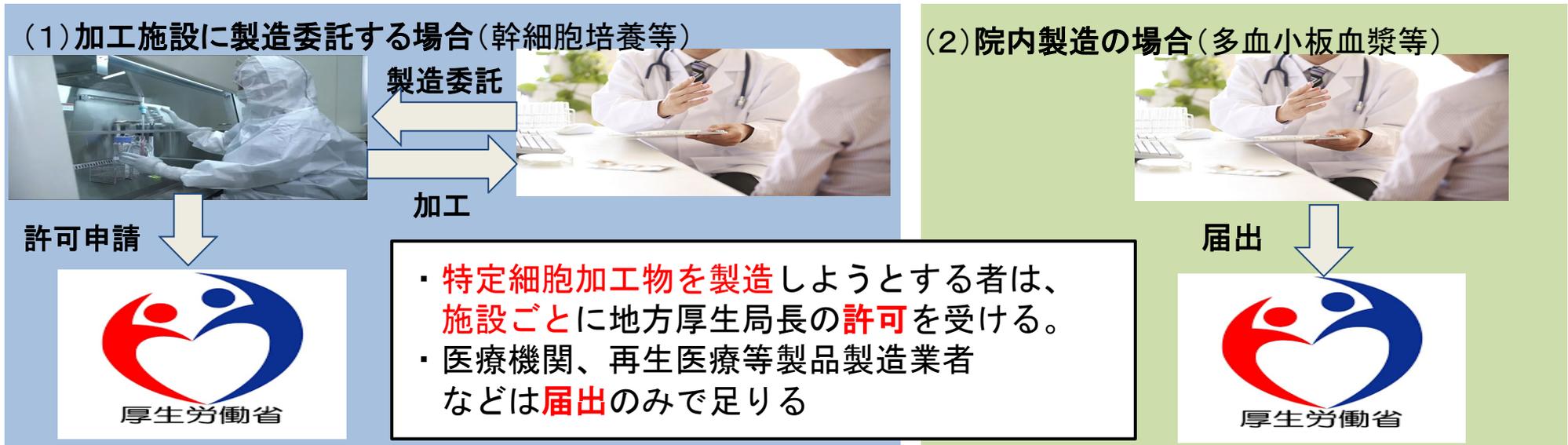
対象者	特定細胞加工物を製造しようとする者
手続き	地方厚生局長への許可申請又は届出
根拠法令	再生医療等安全性確保法第35条、第40条

第三十五条 特定細胞加工物の製造をしようとする者（第四十条第一項の規定に該当する者を除く。）は、厚生労働省令で定めるところにより、細胞培養加工施設ごとに、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。

第四十条 細胞培養加工施設（病院若しくは診療所に設置されるもの、医薬品医療機器等法第二十三条の二十二第一項の許可（厚生労働省令で定める区分に該当するものに限る。）を受けた製造所に該当するもの又は移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律第三十条の臍帯血供給事業の許可を受けた者が臍帯血供給事業の用に供するものに限る。以下この条において同じ。）において特定細胞加工物の製造をしようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、細胞培養加工施設ごとに、次に掲げる事項を厚生労働大臣に届け出なければならない。

# 再生医療等に関する行政手続き

## 【特定細胞加工物製造許可申請・届出の流れ】



(1) 加工施設に製造委託する場合(幹細胞培養等) → 許可申請 所要期間: 約半年



許可申請

書類確認

立入調査・審査

許可

(2) 院内製造の場合(多血小板血漿等) → 届出 所要期間: 数週間



届出

書類確認

受理

# 再生医療等に関する行政手続き

## 【特定細胞加工物に関する基準】

### 構造設備基準 ＝ハード

細胞培養加工施設が適合しなければならない  
**構造設備**に関する基準。

この基準に適合していることが許可の  
条件となっており、許可を取得する  
ためには適合していることが必須となる。



許可申請時に立入調査により適合しているか  
確認され、適合していなければ許可を取得する  
ことができない。

### 製造管理・品質管理等の基準 ＝ソフト

細胞培養加工施設に課せられる  
**製造管理・品質管理**の方法など  
に関する遵守事項。

許可の条件にはなっていないが、  
遵守していなければ行政処分など  
の対象となる可能性がある。



許可申請時の立入調査で確認され、  
適合していなければ改善を推奨されるが、  
許可の可否には影響しない。

許可施設だけでなく、届出施設にも適用される  
→適合していないことが発覚すると処分対象に

# 再生医療等に関する行政手続き

## 【再生医療等委員会の認定】

対象者	再生医療等委員会を設置しようとする者
手続き	厚生労働大臣又は地方厚生局長への認定申請
根拠法令	再生医療等安全性確保法第26条

第二十六条 再生医療等に関して識見を有する者から構成される委員会であつて、次に掲げる業務（以下「審査等業務」という。）を行うもの（以下この条において「再生医療等委員会」という。）を設置する者（病院若しくは診療所の開設者又は医学医術に関する学術団体その他の厚生労働省令で定める団体（法人でない団体にあつては、代表者又は管理人の定めのあるものに限る。）に限る。）は、その設置する再生医療等委員会が第四項各号に掲げる要件（当該再生医療等委員会が第三種再生医療等提供計画（第三種再生医療等に係る再生医療等提供計画をいう。以下同じ）のみに係る審査等業務を行う場合にあつては、同項第一号（第三種再生医療等提供計画に係る部分を除く。）に掲げる要件を除く。）に適合していることについて、厚生労働大臣の認定を受けなければならない。

認定再生医療等委員会は、以下の団体等が設置することができる。

- ・ 病院若しくは診療所の開設者
- ・ 一般社団法人又は一般財団法人
- ・ 独立行政法人（医療の提供等を主な業務とするものに限る。）
- ・ 国立大学法人（医療機関を有するものに限る。）
- ・ 地方独立行政法人（医療機関を有するものに限る。）
- ・ 学校法人（医療機関を有するものに限る。）
- ・ NPO法人
- ・ 医学医術に関する学術団体

# 再生医療等を実施する際の手続き

## ①準備情報、準備資料

### 【(1)準備情報】

- ・医療機関の基本情報(住所、連絡先etc.)
- ・PRPの製造方法(使用するキット等)
- ・施術費用(患者負担額) →説明同意文書に記載が必要
- ・「治療」か「研究」か →民間クリニックで研究目的はほぼない
- ・希望する再生医療等委員会 等

### 【(2)準備資料】

- ・実施医師の履歴書
- ・医院図面
- ・使用キットの添付文書

## ②実施の可否、条件の検討

### 【(1)適格性】

- ・十分な臨床経験があるか
- ・実施しようとする再生医療等の臨床経験があるか→なくても問題ない  
(計画を出さないと実施できないので、経験がなくて当たり前)

※幹細胞治療の場合は要注意

## 【(2)構造設備要件】

・四方が壁か扉で区切られた区画が用意できるか

→細胞培養加工施設(PRPを製造する部屋等)は他の区画か

**壁か扉で区切られている**ことが求められる。

・流しがある場合、汚染を防止できる構造になっているか

→**消毒できる排水トラップ、逆流防止装置**が備えられている等、

汚染が防止できる構造以外の流しはPRPを製造する部屋に設置できない

・専用の部屋は必要ない →X線室等を除き、他の用途との**兼用は可能**

・治療する部屋とPRPを製造する**部屋は別でもOK**

・クリーンベンチが必要か

→**製造方法が閉鎖式か解放式かで異なる**。解放式の場合はクリーンベンチが必要。

※「製造工程の中で血液や加工物が一度も外の空気に触れない」というのが閉鎖式と判断する目安となるが、明確な定義がないので厚生局に確認した方が確実メーカー等が閉鎖式だと謳っていたとしても、クリーンベンチが必要となる場合もある。



**※天井と壁との隙間に注意**

### 閉鎖式と判断されたキット

- ・ACPダブルシリンジ
- ・Magellanシステム
- ・CellularMatrix

### 解放式と判断されたキット

- ・GPSⅢ
- ・スマートプレップ
- ・コンデンシア
- ・トライセル
- ・マイセルズ



### ③再生医療等委員会の決定

認定再生医療等委員会の一覧、連絡先等は厚生労働省HPから確認可能

→ [https://saiseiryu.mhlw.go.jp/disclosed\\_committee/index/1](https://saiseiryu.mhlw.go.jp/disclosed_committee/index/1)

- ・委員会によって**審査手数料**、**審査の流れ**、**所要期間**等が異なる。
- ・委員会によっては、**法令上必要でない書類の提出**を要求されたり、**法令上要求されていない基準への適合**を求められる場合もある

→オススメの委員会は個別にお問合せいただければお答えします。

### ④特定細胞加工物製造届の作成

・様式:申請書類作成支援サイト (<http://saiseiryu.mhlw.go.jp/>) で作成

・添付書類 → 提出先は地方厚生局長

(1)細胞培養加工施設の構造設備に関する書類

(2)登記事項証明書(法人の場合のみ)

(3)特定細胞加工物の一覧

(4)細胞培養加工施設の構造設備チェックリスト

(5)その他必要な書類→製造フロー図、器具配置図

※それほど難しくないので割愛します。作成方法は厚生労働省HPをご参照ください。

→ <https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/iji/documents/saisei-setsumeikai.pdf>

## ⑤再生医療等提供計画の作成

### 必要書類（PRP療法の導入で必要なものを抜粋）

- 1 再生医療等提供計画（様式1の2）
- 2 認定再生医療等委員会が述べた意見の内容を記載した書類
- 3 提供する再生医療等の詳細を記した書類
- 4 実施責任者及び再生医療等を行う医師／医師の氏名、所属、役職及び略歴  
（研究実績があるには、その実績）を記載した書類
- 5 細胞の提供者に対する説明文書及び同意文書様式
- 6 再生医療等を受ける者に対する説明文書及び同意文書様式
- 7 記載された再生医療等と同様又は類似の再生医療等に関する国内外の実施状況  
（研究成果等）に関する資料
- 8 再生医療等に用いる細胞に関する研究成果を記載した書類
- 9 特定細胞加工物概要書、特定細胞加工物標準書、衛生管理基準書、  
製造管理基準書、品質管理基準書
- 10 再生医療等の内容をできる限り平易な用語を用いて記載したもの
- 11 個人情報取扱実施規程

# 作成・提出の流れ

- (1) 文献調査、収集
- (2) 添付書類(様式1の2以外)をワード等で作成
- (3) 添付書類の内容を元に様式1の2を申請システム上で作成
- (4) 再生医療等委員会に様式1の2及び添付資料提出
- (5) 承認後、添付書類を申請システムに登録し、様式1の2を出力
- (6) 様式1の2をプリントアウトして厚生局に郵送にて提出

## (1) 文献調査、収集

再生医療等の実施状況：人を対象に治療、臨床試験を行った文献

細胞に関する研究結果：動物実験や試験管内での実験結果の文献を収集する。

各2～3本ぐらいが審査通過の目安となる。

- ・日本語の文献(ない場合が多い) Google Scholar: <https://scholar.google.com/>
- ・英語の文献 PubMed: <https://pubmed.ncbi.nlm.nih.gov/>

## (2) 添付書類(様式1の2以外)をワード等で作成

- ・厚生労働省による手引き、添付書類の書式等は公開されていない。
- ・再生医療学会が一部書式の雛形を公開しているが、法令上要求されていない記載内容が多々含まれている。

→課長通知、記載要領等を参照しながら自分で書式を作ることになる。

<https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/000729404.pdf>

<https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/000729401.pdf>

### (3) 添付書類の内容を元に様式1の2を申請システム上で作成

<https://saiseiiryō.mhlw.go.jp/>

各種申請書作成支援サイト  
再生医療等の安全性の確保等に関する法律運用支援システム

厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare  
医政局 研究開発課

トップページ | 申請等について | 関係法令・通知等 | 各種申請書の作成 | お問い合わせ

▶ 特定細胞加工物の製造の許可・認定又は許可・認定の更新に係る調査申請はお早めに！  
▶ 提供計画を提出せずに再生医療等を提供した場合は法律違反となります。  
▶ 再生医療等委員会の認定は有効期間の更新が必要です。  
▶ 平成31年4月から再生医療等委員会は「審査等業務の過程に関する記録に関する事項」について本サイトに記録する必要があります。  
▶ 詳しくはこちら

各種申請書等の作成・申請状況確認

- 再生医療等提供計画関連  
▶ 提出様式新規作成
- 再生医療等委員会関連  
▶ 提出様式新規作成
- 特定細胞加工物製造関連  
Application for accreditation of foreign cell processor  
▶ 提出様式新規作成
- 作成様式の編集・申請状況の確認  
▶ 受付番号ログイン

一時保存済み様式の編集や、申請等を行った様式の申請状況等の確認を行います（新規の申請・届出の場合のみ）

ここでも**課長通知**、**記載要領**を参照しながら作成していくことが大事です。

### (4) 再生医療等委員会に様式1の2及び添付資料提出

- ・資料一式をメール送付
  - ・申請システムのID、パスワードをメール連絡
  - ・資料一式を必要部数印刷して郵送 等
- ※委員会によって提出期限、提出方法等が異なる。

審査通過後、1～2週間程度で以下の書類が発行される。

- ①意見書
- ②審査等業務の記録
- ③再生医療等提供基準チェックリスト

## 【(5)承認後、添付書類を申請システムに登録し、様式1の2を出力】

各種申請書作成支援サイト  
再生医療等の安全性の確保等に関する法律運用支援システム

厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare  
医政局 研究開発課

トップページ 申請等について 関係法令・通知等 各種申請書の作成 お問い合わせ

トップページ > 再生医療等提供計画関連 > 再生医療等提供計画

### 再生医療等提供計画

**再生医療等提供計画（様式第1の2）の作成**

- 各種様式の作成に必要なデータを以下のフォームよりご入力ください。
- 「一時保存」ボタンをクリックすると、入力中の内容をすべて保存します。（どのタブ画面でクリックしても同じ処理を行います。）
- すべてのタブページでの入力が終わりましたら、「項目9」または「添付書類」タブ右下の「入力内容確認」ボタンをクリックしてください。（各タブの項目番号は、申請書の項目番号に一致しています）

不足項目または入力エラー項目があります。赤字の各タブを開いて、エラーをご確認ください。

申請者情報 項目1 項目2 項目3 項目4 項目5 項目6 項目7 添付書類

**添付書類（1は法、2以下は省令40）**

※ アップロード後、ファイル名をクリックしてダウンロードを行い、オリジナルがアップロードされているかご確認ください。

1 認定再生医療等委員会意見書	+ ファイル選択	ファイルをアップしてください。
2 提供する再生医療等の詳細を記した書類	+ ファイル選択	ファイルをアップしてください。
3 実施責任者及び再生医療等を行う医師又は歯科医師の氏名、所属、役職及び略歴（研究に関する実績がある場合には、当該実績	+ ファイル選択	ファイルをアップしてください。

Googleドライブ 業務 > 再生医療（ダイデンタルクリニック） > 再生医療等提供計画

再生医療等提供計画の検索

名前	更新日時	種類	サイズ
【ダイデンタルクリニック】再生医療等提供計画	2021/02/01 9:28	ファイルフォルダー	
元データ	2021/04/08 12:09	ファイルフォルダー	
【 】委任状	2020/08/04 16:43	Microsoft Word ...	15 KB
【ダイデンタルクリニック】委任状	2021/01/26 15:06	Microsoft Word ...	15 KB
【ダイデンタルクリニック】再生医療等提供計画	2021/02/01 12:10	圧縮 (zip 形式) フォ...	13,189 KB
受付番号・パスワード	2021/01/11 12:17	Microsoft Word ...	14 KB

ファイル名(N): [ ] 全てのファイル

開く(O) キャンセル

## 【(6)様式1の2をプリントアウトして厚生局に郵送にて提出】

トップページ 申請等について 関係法令・通知等 各種申請書の作成 お問い合わせ

トップページ > 再生医療等提供計画関連 > 再生医療等提供計画（様式第1）の提出

### 再生医療等提供計画関連

**再生医療等提供計画（様式第1）の提出**

提出用PDFファイルを作成しました。

提出書類ステータス	入力完了
計画番号（受付番号）	未発行 (01E2102009)
提出書類	 様式第1書類  受付番号書類

※ 様式第1書類を印刷して、所管の地方厚生局に提出してください。

※ 受付番号書類は、申請書の修正や申請状況の確認に必要な「受付番号」および「パスワード」が記載されており、大切に保管いただきますようお願いいたします。  
なお、パスワードは変更届書、中止届や定期報告書等の作成に共通して必要となります。

※ 添付書類、受付番号書類は、印刷・提出の必要はありません。

PDFをダウンロードし、  
印刷して地方厚生局に郵送  
（押印の見直しにより、押印不要）



厚生局による確認を経て  
1～3週間程度で受理、治療開始

## 【手続き完了後の遵守事項等】

### ①定期報告

1年に1回定期報告が必要

特定細胞加工物製造：報告期間終了から60日以内

再生医療等提供：報告期間終了から90日以内(委員会審査が必要)

### ②変更手続き

(1) 特定細胞加工物製造 → **変更後10日以内**に変更届を提出

(2) 再生医療等提供

・変更届(安全性に影響する変更) → **変更前に**委員会審査を受けてから変更届を提出

・軽微変更届(安全性に影響しない変更) → **変更後10日以内**に軽微変更届を提出

### ③記録作成

(1) 特定細胞加工物製造

・特定細胞加工物を製造する度に作成する記録

・施設管理に関する記録(品質照査、変更管理等)

(2) 再生医療等提供

・再生医療等を提供する度に作成する記録

・施設管理に関する記録(研修受講状況等)

# 林医療福祉行政書士事務所が代行した場合



## 特定細胞加工物製造届出

(PRPを院内で製造するための手続き)

## 再生医療等提供計画提出

(PRP療法を実施するための手続き)

上記の二つの手続きが必要になります。(P20~27で説明した内容)  
20種類以上、A4用紙100枚以上の書類作成が必要となり、  
作成に約100時間程度かかります。

林医療福祉行政書士事務所が代行

3種類、10枚程度、所要時間約5時間程度に軽減！！

P20の【準備情報】【準備資料】をご用意して頂きます。

さらに、関連会社でPRP作製キットを購入すると代行報酬が3割引き



### 【実績】

- ・再生医療等に関する手続き **実績100件以上**  
(PRPによる変形性関節症治療の約5分の1の手続きを担当)
- ・第二種再生医療等・第三種再生医療等の**認定率90%以上**
- ・書類作成だけでなく、専門的な**文献調査等にも対応可能**

～ 「再生医療等」 についての資料請求をいただき  
誠にありがとうございました。～

## 林医療福祉行政書士事務所

全国対応！！  
お気軽にお問い合わせください！！

### 【連絡先】

TEL : 0798-81-3834

メール : [info@office-hmw.jp](mailto:info@office-hmw.jp)

インスタ : hayashi\_iryuu

オフィス : 兵庫県西宮市天道町 1 4 - 6

甲子園フラット 2 0 1 号



# 補助金・助成金無料診断のご案内

## ご存知でしょうか？

年間3,000種近くの補助金・助成金が発表されています。  
御社が受給できる制度を今すぐ確認し、申請しませんか？

関連会社：株式会社サステナメディカルにて  
補助金・助成金の無料診断を行っております。

### 3つのポイント

- ①オンライン上で完結する
- ②その場で診断結果がわかる
- ③すぐ申請相談依頼ができる



1社の受給額の中央値は 275 万円

無料診断のみのお問い合わせも大歓迎！！